

秦野市立南が丘公園自動販売機設置場所（南－２）の貸付契約書（案）

貸付人 秦野市と（以下「発注者」という。）と借受人 ○○○○（以下「受注者」という。）は、自動販売機設置場所の貸付けについて、次のとおり契約を締結する。

（貸付物件）

第 1 条 貸付物件は、つぎのとおりとする。

所在	秦野市南が丘三丁目 5
設置場所	秦野市立南が丘公園トイレ南側（屋外）
設置台数	1 台
貸付面積	○. ○平方メートル
備考	販売品目はアイスクリームとする。

（用途等）

第 2 条 受注者は、前条の貸付物件を、自動販売機を設置する用途に自ら使用しなければならない。

2 受注者は、自動販売機の設置に当たり「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第 3 条 貸付期間は、令和 7 年 8 月 1 日から令和 1 0 年 7 月 3 1 日までの 3 年間とし、本契約は更新しないものとする

（公園施設設置許可申請）

第 4 条 受注者は、都市公園法第 5 条第 2 項に基づき、公園施設設置許可申請書を公園管理者に提出し、許可を受けるものとする。

（貸付料及び支払方法）

第 5 条 貸付料は、売上金額に貸付料率 **○○.○○** パーセントを乗じて得た金額（円未満は切り捨て）とし、受注者は、発注者が四半期ごとに発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うものとする。

（電気料の支払方法）

第 6 条 受注者は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用料を計測する子メーターを受注者の負担により設置するものとする。

2 発注者が算定した電気料について、発注者が発行する納入通知書

により、指定する期日までに電気料を支払うものとする。

(延滞金)

第7条 受注者は、前2条の指定期日までに貸付料及び電気料を納入しなかったときは、その翌月から納入の日までの日数に応じ、貸付料に年〇.〇パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(売上報告書の提出等)

第8条 受注者は、本件貸付に係る自動販売機の売上状況を4月から3ヶ月毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月の15日までに売上報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、受注者から売上報告書の提出を受けたときは、売上報告に係る貸付料を取りまとめ、その月の月末までに調停を行い、速やかに受注者に納入通知書を送付するものとする。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は免除する。

(かし担保)

第10条 受注者は、本契約締結後、民法以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、貸付物件に数量の不足その他の隠れたかしを発見しても、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第11条 受注者は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 受注者は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第12条 受注者は、貸付物件を指定用途に使用したことにより第三者に損害を与えたときは、発注者の責めに帰すべき理由によるものを除き、その賠償の責めを負うものとする。

2 発注者が受注者に代わって前項の賠償の責めを果たした場合には、発注者は、受注者に対して求償することができるものとする。

(設置等)

第13条 発注者は、販売機、販売機で販売する商品もしくは売上金

もしくはつり銭の盗難、販売機の毀損その他の販売機の維持、補修等についてその責を負わない。

2 販売機の設置、維持、補修、撤去その他の行為をするために要する経費は、受注者の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 受注者は、発注者の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない

(契約の解除)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 発注者又は国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (3) 受注者が、手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 受注者が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てをしたとき。
- (5) 受注者が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、もしくは申立てをしたとき。
- (6) 受注者が、発注者の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 受注者の信用が著しく失墜したと発注者が認めたとき。
- (8) 受注者が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9) 受注者が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うことにより、受注者が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を受注者が妨げると認めたとき。
- (11) 前各号に準じる理由により、発注者が契約を継続することができないと認めるとき。
- (12) その他受注者からの申し出により、発注者が認めるとき。

2 前項第1号または第3号から第12号の規定に該当することによ

り発注者が契約を解除した場合、受注者は、次回の秦野市都市公園における自動販売機設置事業者の募集に関する入札に参加できないものとする。

(原状回復)

第16条 受注者は、第3条の規定する貸付期間を満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、発注者の指定する日までに貸付物件を原状に回復して発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が原状に回復する必要があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償等)

第17条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第18条 受注者は、第3条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第15条の規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他費用があってもこれを発注者に請求することはできない。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、受注者の負担とする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項が発生したときは、発注者、受注者協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、それぞれ1通保管する。

令和 年 月 日

発注者 秦野市桜町一丁目3番2号  
秦野市長 高橋昌和

受注者